

平成 30 年度

## F P に関する制度改正資料

金融資産運用設計

不動産運用設計

ライフプランニング・リタイアメントプランニング

リスクと保険

タックスプランニング

相続・事業承継設計

平成 30 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。

F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。

なお、**該当ページ**には、平成 29 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

山田コンサルティンググループ株式会社

## <金融資産運用設計>

### 1. N I S A 口座において、非課税期間終了時の取扱いが見直されます。

N I S A 口座において、ロールオーバー（非課税期間が終了した時点で、翌年の非課税枠に資産を移管させること）をしない場合、非課税期間終了の日に当該金融機関等に特定口座が開設されているときには、この特定口座に資産が移管されます。

一般口座に移管しようとするときは、金融機関等に一定の書類を提出します。

該当ページ P79

## <不動産運用設計>

### 1. 用途地域に、「田園住居地域」が追加されました。

平成 30 年 4 月 1 日より、用途地域に「田園住居地域」が追加されました。

該当ページ P50、P51、P54、P55

### 2. 生産緑地地区の面積要件が見直されました。

平成 29 年 6 月 15 日より、生産緑地地区の面積要件について、市区町村が条例で引き上げることが可能となりました。

	改正前	改正後
面積要件	500 m <sup>2</sup> 以上の規模があること	500 m <sup>2</sup> <u>(条例で 300 m<sup>2</sup>まで引下げ可)</u> 以上の規模があること

該当ページ P73

### 3. 特定生産緑地制度が創設されました。

平成 30 年 4 月 1 日より、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して 30 年が経過したときに、生産緑地の所有者等の意向をもとに、市町村がその生産緑地を特定生産緑地として指定した場合には、買取りの申出ができる期間が 10 年延長されることとなりました（特定生産緑地制度）。

該当ページ P73

### 4. 印紙税の軽減措置の適用期限が延長されました。

「不動産譲渡契約書」および「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の適用期限が、平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

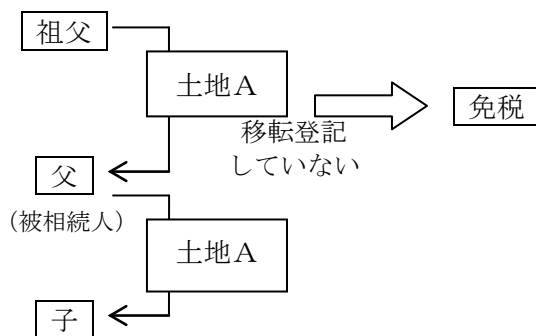
	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>32</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P99

5. 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置が創設されました。

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日において、相続により所有権を取得した土地の移転登記をせずに死亡した被相続人をその土地の名義人とする登記を行う際の登録免許税は免税となります。

<イメージ>



該当ページ P100

6. 宅地等の取得にかかる不動産取得税の課税標準の特例の適用期限が延長されました。

宅地等の取得にかかる不動産取得税の課税標準の特例（宅地等を取得した場合に、不動産取得税の課税標準を固定資産税評価額の 2 分の 1 相当額に引き下げる軽減措置）の適用期限が、平成 33 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>33</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P102

7. 住宅および土地の取得に係る不動産取得税の標準税率における特例措置の適用期限が延長されました。

住宅および土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則 4 %）を 3 % とする特例措置の適用期限が、平成 33 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>33</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P102

8. 新築住宅用建物に係る固定資産税の減額措置の適用期限が延長されました。

新築住宅用建物に係る固定資産税の減額措置（固定資産税額を 3 年間（中高層耐火建築物は 5 年間） 1 / 2 に減額）の適用期限が、平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>32</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P106

9. 長期優良住宅に係る「登録免許税」「不動産取得税」「固定資産税」の特例措置の適用期限が延長されました。

長期優良住宅に係る「登録免許税」の税率の引下げ、「不動産取得税」の課税標準からの控除額の拡大、「固定資産税」の減額期間の拡大等の特例措置の適用期限が、平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>32</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P109

10. I T 重説の運用が開始されました。

平成 29 年 10 月 1 日より、賃貸取引を対象に、テレビ会議システムやスカイプ等を利用した重要事項説明（I T 重説）の運用がスタートしました（売買取引は対象外）。

該当ページ P116

11. 売買の媒介等における報酬限度額の規定が見直されました。

平成 30 年 1 月 1 日より、低廉な空き家等（価額が 400 万円以下（税抜き））の売買の媒介等において、通常取引と比較して現地調査等の費用を要するものについては、一定の要件等のもと、現地調査等の費用相当額を従来の報酬額に加算することができるようになりました（加算後の報酬額の上限は 18 万円（税抜き）。売主から受領する報酬額に限る）。

該当ページ P118

## <ライフプランニング>

### 1. 療養病床の廃止期限が延長されました。

療養病床（介護療養型医療施設）は、平成 29 年度末までに廃止される予定でしたが、廃止期限が 6 年間延長されました。

該当ページ P150

## <リタイアメントプランニング>

### 1. 教育訓練給付金が改正されました。

教育訓練給付金を受給できる人の要件のうち、すでに退職して雇用保険の被保険者でない者の受講開始日は、原則として退職日から 1 年以内でなければなりません。平成 30 年 1 月 1 日からは、適用対象期間の延長が行われた場合は最大 20 年以内となりました。

また、専門実践教育訓練給付金が次のとおり改正されました（平成 30 年 1 月 1 日）。

<専門実践教育訓練給付金>

	改正前	改正後
支給対象者の要件	受講開始日において雇用保険の被保険者期間が通算 <u>10</u> 年以上（初回 2 年以上）	受講開始日において雇用保険の被保険者期間が通算 <u>3</u> 年以上（初回 2 年以上）
支給率（上限額）	教育訓練費用の <u>40%</u> 相当額（上限年額 <u>32</u> 万円、最大 <u>96</u> 万円）  また、受講修了後にあらかじめ定められた資格等を取得し、受講修了から 1 年以内に雇用保険被保険者として雇用された場合は合計 <u>60%</u> 相当額（上限年額 <u>48</u> 万円、最大 <u>144</u> 万円）	教育訓練費用の <u>50%</u> 相当額（上限年額 <u>40</u> 万円、最大 <u>120</u> 万円）  また、受講修了後にあらかじめ定められた資格等を取得し、受講修了から 1 年以内に雇用保険被保険者として雇用された場合は合計 <u>70%</u> 相当額（上限年額 <u>56</u> 万円、最大 <u>168</u> 万円）
教育訓練支援給付金	支給額は基本手当日額相当額の <u>50%</u> （平成 <u>31</u> 年 3 月 31 日までの時限措置）	支給額は基本手当日額相当額の <u>80%</u> （平成 <u>34</u> 年 3 月 31 日までの時限措置）

該当ページ P18～P19

2. 全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率が改正されました。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険料率（都道府県別）、および介護保険料率（全国一律）が改正されました。

	改正前	改正後
保険料率	9.69%～10.47% (全国平均 10.00%)	<b>9.63%～10.61%</b> (全国平均 10.00%)
介護保険料率	1.65% (全国一律)	<b>1.57%</b> (全国一律)

該当ページ P28、P55（ライフプランニング P39）

3. 国民健康保険制度が見直されました。

平成 30 年 4 月 1 日より、国民健康保険の財政運営の責任主体が市区町村から都道府県に変わっています。保険料の決定方法として、まず、都道府県が全国統一のルールに基づいて理論上の値である標準保険料率を算定します。市区町村は標準保険料率をもとに各市区町村の国民健康保険加入者の所得、世帯の状況、保険料（税）水準等を総合的に勘案して実際の保険料（率）を決定します。

なお、各種手続はこれまでどおり市区町村の役所が担います。

また、被保険者の資格管理が都道府県単位で行われることになったため、同一都道府県内の異動であれば資格喪失・取得は生じず、高額療養費の多数該当の回数カウントが通算されることとなりました。

該当ページ P31、P35

4. 国民健康保険の保険料率の上限額が引き上げられました。

平成 30 年 4 月 1 日より、国民健康保険の保険料率の上限額が引き上げられました。

	改正前	改正後
国民健康保険の 保険料率の上限額	年額 <u>73</u> 万円（基礎分 <u>54</u> 万円、 後期高齢者医療支援金分 19 万 円。介護分を除く） (介護分を含む場合は <u>89</u> 万円)	年額 <b>77</b> 万円（基礎分 <b>58</b> 万円、 後期高齢者医療支援金分 19 万 円。介護分を除く） (介護分を含む場合は <b>93</b> 万円)

該当ページ P31、P47

## 5. 70歳以上の高額療養費制度が改正されます。

平成 30 年 8 月より、70 歳以上の高額療養費制度が改正されます。現役並み所得者が 70 歳未満と同様に 3 区分に細分化され、自己負担限度額が見直されるなどされます。

< 70 歳以上の自己負担限度額（平成 30 年 8 月診療分～）

		自己負担限度額（月額）		（参考） 多数該当
		外来（個人ごと）	外来＋入院 （世帯単位）	
低所得者	I	8,000円	15,000円	15,000円
	II		24,600円	24,600円
一般		18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円	44,400円
現役並み 所得者	標準報酬月額 28～50万円 課税所得 145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%		44,400円
	標準報酬月額 53～79万円 課税所得 380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%		93,000円
	標準報酬月額 83万円以上 課税所得 690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%		140,100円

該当ページ P37、P52

## 6. 70歳以上の高額介護合算療養費制度が改正されます。

平成 30 年 8 月より、70 歳以上の高額介護合算療養費制度が改正されます。現役並み所得者が 70 歳未満と同様に 3 区分に細分化され、自己負担限度額が見直されるなどされます。

< 70 歳以上の自己負担限度額（平成 30 年 8 月診療分～）

区 分		自己負担限度額（年額）	
		（参考）70歳未満	70～75歳未満
低所得者	I	34万円	19万円（注）
	II		31万円
標準報酬月額：26万円以下 課税所得：145万円未満		60万円	56万円
標準報酬月額：28万円～50万円 課税所得：145万円以上		67万円	67万円
標準報酬月額：53万円～79万円 課税所得：380万円以上		141万円	141万円
標準報酬月額：83万円以上 課税所得：690万円以上		212万円	212万円

（注）介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円。

該当ページ P38

7. 入院時食事療養費の標準負担額が引き上げられました。

平成30年4月1日より、入院時食事療養費の標準負担額が引き上げられ、1食につき460円（一般の方）となりました。

該当ページ P39

8. 後期高齢者医療制度の保険料の上限額が引き上げられました。

平成30年4月1日より、後期高齢者医療制度の保険料の上限額が引き上げられました。

	改正前	改正後
後期高齢者医療制度 の保険料の上限額	年額 <u>57</u> 万円	年額 <u>62</u> 万円

該当ページ P51

9. 介護保険の負担割合が一部引き上げられます。

平成30年8月1日より、所得が一定以上の第1号被保険者（2割負担者）のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。特に所得の高い層とは、本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上に該当する人です。

該当ページ P58

10. 年金額の改定ルールが見直されました。

平成30年4月から、マクロ経済スライドによる調整ルールが見直され、当年度の年金改定で反映できなかった分を翌年度以降に持ち越し、賃金・物価が上昇した年度の過去の未調整分（キャリアオーバー分）を反映させる仕組みが導入されました。

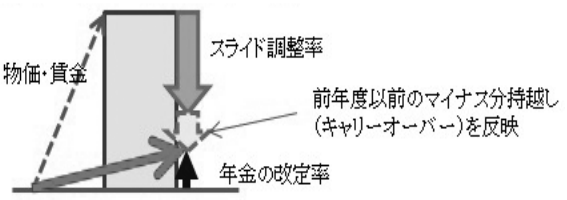
<イメージ図>

平成30年度から

物価・賃金上昇率<スライド調整率の場合



物価・賃金上昇率>スライド調整率の場合



※物価・賃金下落時のスライド調整率未反映の分も同様に持ち越しの対象

該当ページ P70～P71



11. 国民年金保険料および厚生年金保険料率が改正されました。

平成 30 年度の国民年金保険料および厚生年金保険料率は次のとおりです。

国民年金保険料	月額 16,340 円
厚生年金保険料率	18.3%

該当ページ P81、P85

12. 確定拠出年金が改正されました。

## (1) 掛金の年単位化

従来、確定拠出年金の掛金は毎月定額で拠出していましたが、平成 30 年 1 月からは、年単位で掛金額を設定することもできるようになりました。具体的には 12 月から翌年 11 月（納付 1 月から 12 月）までの範囲において、各月の拠出限度額の累計額が拠出限度額累計として推移します。その範囲内で、複数月分をまとめて拠出したり 1 年間分をまとめて拠出したりすることが可能となります。利用する場合はあらかじめ「年間計画」を届け出て計画通りに掛金拠出を行います。

なお、企業型の場合、掛金の年単位化は規約に定める必要があります。

## (2) 運用指図

平成 30 年 5 月以降、運用商品提供数は加入者が選択しやすいよう厳選することとされ、上限が 35 本に制限されます。また、元本確保型商品に関して提供義務は課されなくなり、労使合意に基づき提供することとなります。

## (3) 加入者への投資教育

平成 30 年 5 月以降、継続投資教育が配慮義務から努力義務となります。

## (4) 中小企業向け制度の創設

企業年金の普及・拡大を図るために中小企業（従業員 100 人以下）に限り導入できる制度が平成 30 年 5 月に創設されます。

- ・簡易型 DC（簡易企業型年金）

事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業を対象に、設立時手続等の負荷を緩和した制度が創設されます。具体的には、設立時書類を簡素化して半分以下に省略し、行政手続を金融機関に委託できることとされます。

- ・中小事業主掛金納付制度（個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度）

従業員が加入している個人型確定拠出年金の掛金拠出に、事業主の掛金を追加拠出することができる制度です。掛金は国民年金基金連合会（個人型確定拠出年金実施機関）に納めることとなります。

(5) ポータビリティの拡充

平成 30 年 5 月以降、確定拠出年金制度の個人別管理資産を他の確定給付型の企業年金制度へ移換できるようになります。

移換前に加入していた制度	移換先の制度			
	DB	企業型 DC	個人型 DC	中小企業退職金共済
DB	○	○ (※1)	○ (※1)	× → ○ (※3)
企業型 DC	× → ○	○	○	× → ○ (※3)
個人型 DC	× → ○	○		×
中小企業退職金共済	○ (※2) → ○ (※2 + ※3)	○ (※2) → ○ (※2 + ※3)	×	○

※1 DBから企業型・個人型DCには、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

※2 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

※3 合併等の場合に限って措置。

資料：厚生労働省

該当ページ P173～P177、P179

## <リスクと保険>

### 1. 少額短期保険業者に関する経過措置が延長されました。

少額短期保険業者の保険引受けの上限額に関する経過措置が、平成 35 年 3 月 31 日まで延長されました。

該当ページ P139

## <タックスプランニング>

### 1. 給与所得控除額が見直されます。

給与所得控除額について、下記のとおり、見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

収入金額		給与所得控除額
180 万円以下		収入金額×40%－10 万円 (55 万円に満たない場合は 55 万円)
180 万円超	360 万円以下	収入金額×30%＋8 万円
360 万円超	660 万円以下	収入金額×20%＋44 万円
660 万円超	850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円
850 万円超		195 万円（上限額）

該当ページ P29

### 2. 特定支出控除の対象となる特定支出の範囲が見直されます。

特定支出控除の特定支出の範囲について、下記のとおり、見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

#### (1) 職務の遂行に必要な旅費の追加

「職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるもの」を追加

#### (2) 単身赴任者の帰宅旅費の見直し

特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、「1 月に 4 往復を超えた旅行に係る帰宅旅費」を対象外とする制限を撤廃するとともに、「帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費および有料道路の料金の額」を対象として追加

該当ページ P30、P31

### 3. 所得金額調整控除が創設されます。

所得金額調整控除が創設され、一定の要件を満たす居住者について総所得金額を計算する際に、一定の金額を給与所得の金額から控除することができるようになります（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

#### (1) その年の給与等の収入金額が 850 万円超の居住者

①特別障害者、②23 歳未満の扶養親族を有するもの、③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの、のいずれかに該当する場合、総所得金額を計算する際

に、給与等の収入金額（1,000 万円超の場合には 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%相当額を給与所得の金額から控除することができるようになります。

- (2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、これらの合計額が 10 万円超の場合  
 総所得金額を計算する際に、「給与所得控除後の給与等の金額（上限 10 万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（上限 10 万円）の合計額－10 万円」を給与所得の金額から控除することができるようになります。

4. 公的年金等控除額が見直されます。

公的年金等控除額について、下記のとおり、見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

(1) 65歳未満の場合

<公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下>

公的年金等の収入金額（＝A）	公的年金等控除額
130 万円未満	60 万円
130 万円以上 410 万円未満	$A \times 25\% + 27.5$ 万円
410 万円以上 770 万円未満	$A \times 15\% + 68.5$ 万円
770 万円以上 1,000 万円未満	$A \times 5\% + 145.5$ 万円
1,000 万円以上	195.5 万円

<公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下>

公的年金等の収入金額（＝A）	公的年金等控除額
130 万円未満	50 万円
130 万円以上 410 万円未満	$A \times 25\% + 17.5$ 万円
410 万円以上 770 万円未満	$A \times 15\% + 58.5$ 万円
770 万円以上 1,000 万円未満	$A \times 5\% + 135.5$ 万円
1,000 万円以上	185.5 万円

<公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超>

公的年金等の収入金額（＝A）	公的年金等控除額
130 万円未満	40 万円
130 万円以上 410 万円未満	$A \times 25\% + 7.5$ 万円
410 万円以上 770 万円未満	$A \times 15\% + 48.5$ 万円
770 万円以上 1,000 万円未満	$A \times 5\% + 125.5$ 万円
1,000 万円以上	175.5 万円

## (2) 65歳以上の場合

< 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下 >

公的年金等の収入金額 (= A)	公的年金等控除額
330 万円未満	110 万円
330 万円以上 410 万円未満	$A \times 25\% + 27.5$ 万円
410 万円以上 770 万円未満	$A \times 15\% + 68.5$ 万円
770 万円以上 1,000 万円未満	$A \times 5\% + 145.5$ 万円
1,000 万円以上	195.5 万円

< 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下 >

公的年金等の収入金額 (= A)	公的年金等控除額
330 万円未満	100 万円
330 万円以上 410 万円未満	$A \times 25\% + 17.5$ 万円
410 万円以上 770 万円未満	$A \times 15\% + 58.5$ 万円
770 万円以上 1,000 万円未満	$A \times 5\% + 135.5$ 万円
1,000 万円以上	185.5 万円

< 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超 >

公的年金等の収入金額 (= A)	公的年金等控除額
330 万円未満	90 万円
330 万円以上 410 万円未満	$A \times 25\% + 7.5$ 万円
410 万円以上 770 万円未満	$A \times 15\% + 48.5$ 万円
770 万円以上 1,000 万円未満	$A \times 5\% + 125.5$ 万円
1,000 万円以上	175.5 万円

該当ページ P38

5. 家内労働者等の必要経費の特例における必要経費の最低保障額が見直されます。

家内労働者等の必要経費の特例における最低保障額（現行 65 万円）が、「55 万円」に見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

該当ページ P38

6. 勤労学生控除の合計所得金額の要件が見直されます。

勤労学生控除の合計所得金額の要件（現行 65 万円以下）が、「75 万円以下」に見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

該当ページ P62

7. 配偶者控除および配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額の要件が見直されます。

配偶者控除および配偶者特別控除の配偶者の合計所得金額の要件が見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。配偶者控除（現行 38 万円以下）については「48 万円以下」、配偶者特別控除（現行 38 万円超 123 万円以下）については「48 万円超 133 万円以下」となります。

該当ページ P64、P65

8. 控除対象扶養親族の合計所得金額の要件が見直されます。

控除対象扶養親族の合計所得金額の要件（現行 38 万円以下）が、「48 万円以下」に見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

該当ページ P66

9. 基礎控除が見直されます。

基礎控除について、下記のとおり、通減・消失型の所得控除方式に見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

合計所得金額*		控除額 (所得税)	控除額 (個人住民税)
2,400 万円以下		48 万円	43 万円
2,400 万円超	2,450 万円以下	32 万円	29 万円
2,450 万円超	2,500 万円以下	16 万円	15 万円
2,500 万円超		適用なし	

※住民税については前年の合計所得金額

該当ページ P66

10. 青色申告特別控除額が見直されます。

取引を正規の簿記の原則に従って記録する等の要件を満たしている者についての青色申告特別控除額（現行 65 万円）が、「55 万円」に見直されます（平成 32 年分以後の所得税および平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。ただし、一定の要件を満たす場合には、65 万円の青色申告特別控除を受けることが可）。

該当ページ P88

11. 青色申告者の少額減価償却資産の特例が延長されました。

青色申告者の少額減価償却資産の特例の適用期限が、平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>32</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P89

12. 個人住民税の非課税措置の基準が見直されます。

障害者、未成年者、寡婦または寡夫に対する個人住民税の非課税措置の基準となる前年の合計所得金額の要件（現行 125 万円以下）が、「135 万円以下」に見直されます（平成 33 年度分以後の個人住民税について適用）。

該当ページ P95

13. 森林環境税（仮称）が創設されます。

平成 36 年度より、国内に住所を有する個人に対して、年額 1,000 円の森林環境税（仮称）が課税されます（個人住民税とあわせて賦課徴収されます）。

該当ページ P95

14. 特定居住用財産の買換えの特例の適用期限が延長されるとともに、買換資産についての適用要件が見直されました。

適用期限が平成 31 年 12 月 31 日まで延長されるとともに、買換資産における適用要件に、建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のものについては、築 25 年以内または一定の要件を満たした耐震住宅であること（平成 30 年 1 月 1 日以後に譲渡資産を譲渡し、平成 30 年 4 月 1 日以後に買換資産を取得する場合について適用。なお、取得期限までに改修等を行うことにより要件を満たすこととなった場合には、要件を満たす家屋を取得したものとされる）が加わりました。

該当ページ P111

15. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が延長されました。

適用期限が平成 31 年 12 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>29</u> 年 12 月 31 日	平成 <u>31</u> 年 12 月 31 日

該当ページ P114

16. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が延長されました。  
適用期限が平成 31 年 12 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>29</u> 年 12 月 31 日	平成 <u>31</u> 年 12 月 31 日

該当ページ P115

17. 交際費等の損金不算入制度および交際費のうち一定金額を損金に算入できる特例の適用期限（開始事業年度）が延長されました。  
適用期限（開始事業年度）が平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>32</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P136

18. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の適用期限が延長されました。  
適用期限が平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>32</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P148

19. 中小企業者等以外の法人の青色欠損金の繰戻還付の不適用措置の適用期限が延長されました。  
適用期限が平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日	平成 <u>32</u> 年 3 月 31 日

該当ページ P178



## <相続・事業承継設計>

### 1. 相続税・贈与税の納税義務者の範囲が見直されました。

相続税・贈与税の納税義務者の範囲に関する判定基準が下記のとおり見直され、平成 30 年 4 月 1 日以後の相続・贈与等について適用されます。

#### <納税義務判定のまとめ>

改正前					
相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に住所あり		国内に住所なし	
		一時居住者 (注1)	日本国籍あり		日本国籍 なし
			10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	
国内に住所あり		国内財産・国外財産ともに課税			
一時居住被相続人/一時居住贈与者(注1)					
国内に 住所なし	10年以内に住所あり				
	日本国籍 なし	非居住被相続人/ 非居住贈与者(注2)			国内財産のみに課税
10年以内に住所なし 非居住被相続人/非居住贈与者					

(注1) 在留資格により滞在していた者で、相続・贈与前 15 年以内に国内に住所を有していた期間が合計 10 年以下の者

(注2) 相続・贈与前 15 年以内に国内に住所を有していた期間が合計 10 年以下の者で、この期間継続して日本国籍なしであった者

改正後					
相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に住所あり		国内に住所なし	
		一時居住者 (注1)	日本国籍あり		日本国籍 なし
			10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	
国内に住所あり		国内財産・国外財産ともに課税			
一時居住被相続人/一時居住贈与者(注1)					
国内に 住所なし	10年以内に住所あり				
	日本国籍 なし	短期非居住贈与者(注2) (贈与税のみ)			(注5)
		非居住被相続人(注3) 非居住贈与者(注4)			
10年以内に住所なし 非居住被相続人/非居住贈与者					国内財産のみに課税

(注1) 在留資格により滞在していた者で、相続・贈与前 15 年以内に国内に住所を有していた期間が合計 10 年以下の者

- (注 2) 出国前 15 年以内において国内に住所を有していた期間が合計 10 年超の者で、その期間中継続して日本国籍なしであった者のうち、出国から 2 年を経過していない者
- (注 3) 相続前 10 年以内において、国内に住所を有していた期間中、継続して日本国籍なしであった者
- (注 4) 出国前 15 年以内において、国内に住所を有していた期間中、継続して日本国籍なしであった者（短期非居住贈与者を除く）
- (注 5) 短期非居住贈与者からの贈与については、一旦申告不要とされる  
 ⇒短期非居住贈与者が出国後 2 年以内に国内に住所を戻した場合には、全世界財産課税の対象となる  
 ⇒短期非居住贈与者が国内に住所を戻さず出国後 2 年を経過した場合には、非居住贈与者に該当し国内財産課税の対象となる

該当ページ P50、P92

2. 奥行価格補正率が見直されました。

奥行価格補正率表において下記の部分が見直され、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続・贈与等について適用されます。

- ・ 普通商業・併用住宅地区…32m以上 52m未満（5 段階）
- ・ 普通住宅地区…24m以上 52m未満（7 段階）

改正前			改正後		
地区区分 奥行距離(m)	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地区	地区区分 奥行距離(m)	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地区
24 以上 28 未満	1.00	0.99	24 以上 28 未満	1.00	0.97
28 " 32 "		0.98	28 " 32 "		0.95
32 " 36 "	0.98	0.96	32 " 36 "	0.97	0.93
36 " 40 "	0.96	0.94	36 " 40 "	0.95	0.92
40 " 44 "	0.94	0.92	40 " 44 "	0.93	0.91
44 " 48 "	0.92	0.91	44 " 48 "	0.91	0.90
48 " 52 "	0.90	0.90	48 " 52 "	0.89	0.89

該当ページ P137

3. 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が見直されました。

(1) 特定居住用宅地等における別居親族に係る適用要件の追加

特定居住用宅地等について、別居親族に係る適用要件が下記のとおり追加され、平成 30 年 4 月 1 日以後の相続・贈与等について適用されます（平成 32 年 3 月 31 日まで経過措置あり）。

改正前	改正後
a. 被相続人に配偶者および同居親族がない	a. 被相続人に配偶者および同居親族がない
b. 相続開始時から相続税申告期限までその宅地等を所有し続けている	b. 相続開始時から相続税申告期限までその宅地等を所有し続けている
c. 相続開始前 3 年以内に国内にある自己または自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがない	c. 相続開始前 3 年以内に国内にある自己または自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがない
	<b>d. 相続開始前 3 年以内に国内にある自己の 3 親等内の親族または特別の関係にある法人が所有する家屋に居住したことがない</b>
	<b>e. 相続開始時に居住している家屋を過去に所有していたことがない</b>

該当ページ P148

#### (2) 貸付事業用宅地等の範囲の縮小

貸付事業用宅地等の範囲から「相続開始前 3 年以内に貸付事業の用に供された宅地等（事業的規模で貸付事業を行っていた場合を除く）」が除外され、平成 30 年 4 月 1 日以後の相続・贈与等について適用されます。

該当ページ P150

#### 4. 「非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度」の特例制度が創設されました。

「非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度」の特例制度が創設され、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までに相続・贈与等により取得する財産に係る相続税・贈与税について適用されます（特例制度を適用するには、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までに特例承継計画を提出する必要がある）。

主な内容	原則制度	特例制度（創設）
納税猶予対象株式	発行済議決権株式総数の <u>3分の2</u> に達するまでの株式	取得した <u>すべての</u> 発行済議決権株式
納税猶予税額	贈与：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続：納税猶予対象株式に係る相続税の <u>80%</u>	贈与：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続：納税猶予対象株式に係る相続税の <u>全額</u>
贈与者・被相続人の要件	(改正前) 代表権を有するまたは有していた先代経営者から、株式を承継する場合のみ適用対象 (改正後) <u>複数人(代表者以外の者を含む)</u> からの承継も適用対象	<u>複数人(代表者以外の者を含む)</u> からの特例後継者への承継も適用対象

平成 30 年度 F P に関する制度改正資料

後継者の要件	代表権を有しているまたは有する見込みである、 <u>後継者 1 人</u> への承継のみ適用対象	代表権を有する <u>複数人 (最大 3 名)</u> への承継も適用対象
雇用確保要件を満たせない場合	従業員数確認期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与時または相続時の雇用の 8 割」を下回った場合、 <u>納税猶予は打ち切りとなる</u>	従業員数確認期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与時または相続時の雇用の 8 割」を下回ったとしても、当該要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば、 <u>納税猶予は継続される (雇用確保要件の実質撤廃)</u>
相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者は贈与をした年の 1 月 1 日において 60 歳以上の <u>父母または祖父母</u> 、受贈者は贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者のうち、 <u>贈与者の子または孫</u>	贈与者(その年の 1 月 1 日において 60 歳以上)の <u>推定相続人以外の者</u> (同日において 20 歳以上) <u>である特例後継者</u> も適用対象

該当ページ P187～P193、P195～P197

平成 30 年度

F P に関する制度改正資料

2018 年 6 月 1 日発行

制作・著作・発行  
山田コンサルティンググループ株式会社

無断複写・複製・頒布を禁じます。